

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年6月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400002号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400015号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成20年3月1日から同年6月1日までの期間、平成20年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成20年10月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成20年3月から同年5月までの期間、平成20年7月及び同年8月並びに平成20年10月及び同年11月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年3月から同年5月までの期間、平成20年7月及び同年8月並びに平成20年10月及び同年11月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年6月1日から同年7月1日までの期間、平成20年9月1日から平成21年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とし、平成20年10月1日から同年12月1日までの標準報酬月額については、同表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(別表の第5欄)から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成20年6月及び平成20年9月から平成21年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(平成20年6月、平成20年9月及び平成20年12月から平成21年1月までの期間については、別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成20年10月から同年11月までの期間については、同表の第5欄に掲げる厚生年金保険特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成20年3月1日から平成21年2月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額がA社から支払われた給与額に見合う額よりも低く記録されている。請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、A社は、平成21年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成21年3月に破産手続開始となっているが、当該登記簿謄本により確認できる同社の破産管財人から提出された給与明細一覧及び給与未払金一覧（以下、併せて「給与明細一覧等」という。）により、請求期間に係る報酬月額が確認できるとともに、厚生年金保険料及び健康保険料の合計金額と考えられる『社保年金』と記載された控除項目の金額から厚生年金保険料を推認することができる。

また、請求者は、A社の給与について、金融機関の口座振込であったことを陳述しているところ、請求期間のうち、平成20年3月1日から同年6月1日までの期間、平成20年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成20年10月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を控除する給与については、給与明細一覧等に記載されている差引支給額が、請求者から提出された預金通帳の口座に振り込まれていることが確認できる。

さらに、請求期間について、給与明細一覧等により、標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（別表の第3欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）よりも高額であることが確認できる上、請求期間のうち、平成20年3月1日から同年6月1日までの期間、平成20年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成20年10月1日から同年12月1日までの期間について、給与明細一覧等の『社保年金』と記載された控除項目の金額及び預金通帳の振込額から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第4欄）がオンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）よりも高額であることが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成20年3月1日から同年6月1日までの期間、平成20年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成20年10月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細一覧等により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第4欄）又は本来の標準報酬月額（別表の第3欄）から別表の第1欄に掲げる月ごとに同表の第5欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る届出や保険料納付について、不明である旨回答しているが、年金事務所が保管する平成 20 年 3 月の随時改定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載されている報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていること、また、平成 20 年の定時決定について、日本年金機構は、事業主から厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されていないため、保険者算定を行ったと考えられる旨回答している。これらのことから、事業主は訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所（当時）は、請求者の訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 20 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 2 月 1 日までの期間について、給与明細一覧等によると、本来の標準報酬月額（別表の第 3 欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第 2 欄）及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（別表の第 5 欄）よりも高額であることが認められる。

したがって、平成 20 年 6 月及び平成 20 年 9 月から平成 21 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額とすることが必要である。

ただし、平成 20 年 6 月及び平成 20 年 9 月から平成 21 年 1 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（平成 20 年 6 月、平成 20 年 9 月及び平成 20 年 12 月から平成 21 年 1 月までの期間については、別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成 20 年 10 月から同年 11 月までの期間については、同表の第 5 欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400002号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400015号

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録 の標準報酬月額 (訂正前)	本来の 標準報酬月額	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例法 訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第75条本文) 訂正後の 標準報酬月額
平成20年3月から 同年5月まで	9万8,000円	32万円	32万円	32万円	—
平成20年6月	9万8,000円	32万円	—	—	32万円
平成20年7月から 同年8月まで	9万8,000円	32万円	32万円	32万円	—
平成20年9月	9万8,000円	32万円	—	—	32万円
平成20年10月から 同年11月まで	9万8,000円	32万円	30万円	30万円	32万円
平成20年12月から 平成21年1月まで	9万8,000円	32万円	—	—	32万円

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400039号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400016号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成20年3月1日から同年10月1日までの期間及び平成20年11月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成20年3月から同年9月までの期間及び平成20年11月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年3月から同年9月までの期間及び平成20年11月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成20年12月1日から平成21年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成20年10月、平成20年12月及び平成21年1月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年3月1日から平成21年2月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額がA社から支払われた給与額に見合う額よりも低く記録されている。請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、A社は、平成21年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成21年3月に破産手続開始となっているが、当該登記簿謄本により確認できる同社の破産管財人から提出された給与明細一覧及び給与未払金一覧（以下、併せて「給与明細一覧等」という。）により、請求期間に係る報酬月額が確認できるとともに、厚生年金保険料及び健康保険料の合計金額と考えられる『社保年金』と記載された控除項目の金額から厚生年金保険料を推認することができる。

また、請求者は、A社の給与について、金融機関の口座振込であったことを陳述しているところ、請求期間のうち、平成20年3月1日から同年10月1日までの期間及び平成20年11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を控除する給与については、給与明細一覧等に記載されている差引支給額が、請求者から提出された預金通帳の口座に振り込まれたことが確認できる。

さらに、請求期間について、給与明細一覧等により、標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（別表の第3欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）よりも高額であることが確認できる上、請求期間のうち、平成20年3月1日から同年10月1日までの期間及び平成20年11月1日から同年12月1日までの期間について、給与明細一覧等の『社保年金』と記載された控除項目の金額及び預金通帳の振込額から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第4欄）がオンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）よりも高額であることが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成20年3月1日から同年10月1日までの期間及び平成20年11月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細一覧等により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第4欄）及び本来の標準報酬月額（別表の第3欄）から別表の第1欄に掲げる月ごとに同表の第5欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る届出や保険料納付について、不明である旨回答しているが、年金事務所が保管する平成20年3月の随時改定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載されている報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていること、また、平成20年の定時決定について、日本年金機構は、事業主から厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されていないため、保険者算定を行ったと考えられる

旨回答している。これらのことから、事業主は訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所（当時）は、請求者の訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 2 月 1 日までの期間について、給与明細一覧等によると、本来の標準報酬月額（別表の第 3 欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第 2 欄）よりも高額であることが認められる。

したがって、平成 20 年 10 月、平成 20 年 12 月及び平成 21 年 1 月に係る標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額とすることが必要である。

ただし、平成 20 年 10 月、平成 20 年 12 月及び平成 21 年 1 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400039号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400016号

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録 の標準報酬月額 (訂正前)	本来の 標準報酬月額	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例法 訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第75条本文) 訂正後の 標準報酬月額
平成20年3月から 同年9月まで	9万8,000円	360千円	360千円	360千円	—
平成20年10月	9万8,000円	360千円	—	—	360千円
平成20年11月	9万8,000円	360千円	360千円	360千円	—
平成20年12月から 平成21年1月まで	9万8,000円	360千円	—	—	360千円